

令和3年度 第1回豊橋市まちづくり景観審議会議事録

1. 日 時 令和3年11月10日(水) 午前10時～11時

2. 開催方法 Web会議

3. 案 件

諮問事項

(1) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について

報告事項

(1) 景観計画の運用開始後の状況について

4. 出席委員 11名

青山 泰三 委員 浅野 純一郎 委員 朝野 正美 委員 宇野 勇治 委員
大貝 彰 会長 尾崎 義孝 委員 小田 雅康 委員 加藤 克俊 委員
近藤 暁夫 委員 すぎうら よしこ 委員 牧野 恭子 委員

(上記五十音順)

5. 欠席委員 4名

江坂 雅世 委員 川西 裕康 委員 間瀬 美子 委員 宮脇 勝 委員

(上記五十音順)

6. 事務局 5名

金子都市計画部長、山本都市計画課長、石原都市計画主幹、夏目都市計画課専門員、
小原

7. 審議会の結果

諮問事項の景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について、市の案のとおり指定することが妥当であると答申することとなった。

8. 議事の概要

8-1. 諮問事項

市

＜景観重要建造物の指定候補として豊橋市公会堂を、景観重要樹木の指定候補として野依八幡社のシダレザクラを選定したことを説明＞

○資料1：景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について

○資料2：景観重要建造物と景観重要樹木の指定制度

会長

景観重要建造物に豊橋市公会堂、景観重要樹木に野依八幡社のシダレザクラを指定するということです。

制度の趣旨からして、この2物件が指定基準に適合しているのかと、指定の理由が妥当かどうかについて、皆様からご意見、ご質問を受けたいと思います。

委員

資料2の5ページの「景観重要建造物の支援と制約」の支援③「建築基準法の規制の緩和の検討」についての質問です。建築基準法の制限の適用除外や制限の緩和を検討できるとありますが、具体的にどのような場合に適用されるのでしょうか。

また、適用除外や制限の緩和は、景観重要建造物に指定される前か後かについてお伺いしたいです。

次に、仮に指定されてから建築基準法の適用除外や制限の緩和をする場合、建築基準法の仕組み上、簡単に適用除外にできるのかというところを確認させていただきたいと思います。

市

建築基準法の適用除外や制限の緩和については、個別に緩和等の内容を検討することになります。古い建物の場合、建築基準法の制定以前にできたものがあり、道路内の建築制限や高さの制限、防火の制限に抵触しているものがあります。それらについて、個別に緩和等の内容を検討し、国土交通大臣の承認を得た上で、建築基準法に基づく条例で緩和等ができるようにします。

緩和等は景観重要建造物を指定する前か後かについてですが、景観重要建造物は先に指定することができます。現在建っている古い建物は、建築基準法の既存不適格という扱いになり、違反にはならないため、景観重要建造物に指定することができます。大規模な改修などを行う場合には、建築基準法の規制がかかりますので、その時点で、緩和等について検討することになります。

会長

むやみに何でも緩和できる訳ではないということですね。

委員

今回の2物件を指定することについては、まったく異論はありません。

今後、市が調査するものについては、基準に沿って選定されると思いますが、例えば、個人から一度に100件の提案があった場合、全てこの景観審議会で審議するのは難しいと思います。極端な例として、相続税対策等で自分の家等をこの基準に適合していると強弁された時に、ある程度事務局でも一定の基準でご判断いただきたいと思いますが、その点について教えてください。

会長

最終的には、この審議会で審議をして市長に答申することになると思いますが、その前に事務局でスクリーニングのような作業をやるのかどうかについてですね。

市

細かな基準は設けていませんが、市がスクリーニングをするときは、文化財や巨木・名木100選などに指定されているかどうか、行政が発行している文献に掲載されているかどうか、校区史に掲載されているかどうか、過去の市民アンケートで保全の意見があるかどうか、といった様々な資料を参考にして判断していきます。

会長

この指定基準は非常に曖昧で判断が難しいところですが、そこは常識の範囲で対応していただき、最終的には、この審議会で審議をして、皆さんから意見をいただくことになると思います。

委員

一つ目は、シダレザクラの所有者の野依八幡社の承諾や理解がどのような状況になっているのか教えてください。

二つ目は、民間の所有物について相続税の控除があったと思いますが、他市では補助金による支援に取り組まれています。積極的に景観を良好にしていくための補助や支援の考えがあるかお伺いしたいです。

市

一つ目については、シダレザクラの所有者の野依八幡社にこの制度を説明し、指定することについて同意書をいただいています。

二つ目についてですが、補助制度はまだ設けておりません。ただし、文化財に指定されているものについては、別途、文化財としての補助制度があり利用できます。今年4月の景観条例の改正において、景観上重要な資源に対する資金的な支援についての規定を盛り込みましたので、今後、補助制度を検討していきたいと考えています。

委員

民間からの提案の申請の手続きの方法や様式については整えられている状況でしょうか。

市

提案制度は、景観法に規定されています。様式については、条例の施行規則に定めています。今回の公会堂とシダレザクラの指定を公表する際には、提案制度についてもよりわかりやすくホームページでPRしていきたいと思えます。

委員

確認になりますが、景観重要建造物の指定の基準は4つあり、今回の物件については全てに適合していますが、いずれかに該当すれば指定できることになっていますので、仮に1つの基準に適合している状況でも審議会です承されれば指定できるという理解でよろしいですか。

また、歴史的又は文化的な価値の高さを問うものではなく建築年代は比較的新しくても指定ができると記載がありますが、歴史や文化を後世に伝えているということが基準には明確に書かれているので、それらの考え方はいかがでしょうか。

登録文化財については、景観重要建造物に指定できるということですが、文化財保護法の重要文化財等は指定できないというのは、法律に規定されているのでしょうか。

それと、巨木・名木100選はどのような団体がどのような基準で選んだのか教えてください。

市

1点目についてですが、景観重要建造物では4つのいずれか1つでも満たせば指定ができます。他都市では、文化財指定が難しい鉄筋コンクリート造の城について、景観重要建造物として指定している事例があります。

2点目について、景観法において、文化財保護法の国宝、重要文化財等に指定されたものについては、景観重要建造物の指定から除外されることが規定されています。これは、重要文化財等は、景観重要建造物より厳しく規制されているという趣旨から指定の除外になっているものです。

3点目について、豊橋の巨木・名木100選は、市の公園緑地課が所管しており、指定要綱に基づき指定するものです。指定にあたっては、専門家が参加する審査会により100件を絞り込んでいます。

委員

景観重要建造物に指定することは、今後、補助制度を追加していくことが法の考え方に基づくということですね。

市

法には補助金の規定はありませんが、重要なものを保全していくという趣旨から、資金的な支援制度を設ける必要があると考えています。

市

今回、ご欠席されている委員からご意見をいただいておりますので、紹介させていただきます。

「野依八幡社のシダレザクラが候補に挙がってとても嬉しく思っています。木が弱ってきているように感じたので、歴史のある木として指定をし、是非、守っていきたいです。」とご意見をいただきました。

また、「シダレザクラは生き物なので、保全をしていくことが難しいと思いますが、指定されることによって保全が進むのであれば賛成です。」とご意見をいただきました。

委員

指定をすると標識を設置することになるようですが、市民の方が見やすい位置に設置されるのでしょうか。また、一旦指定されるとずっとこの指定は続くものなのでしょうか。

市

標識については、それぞれの物件の付近の見えるところで、景観的に邪魔をしない位置にデザインにも配慮したものを設置したいと考えています。

2点目についてですが、建造物は老朽化し、樹木は老木になります。例えば、樹木では、樹勢が衰えて、樹容が景観上の特徴を有しているといった指定基準を満たさなくなった場合は、指定を解除することになります。また、建造物では、火災で焼失してしまうなどの状況になれば、指定を解除することになります。

委員

今年度は2物件の指定を行いたいと書かれていますが、毎年このくらいの数で指定していくイメージでしょうか。

市

今後も毎年2件程度を指定できれば良いと考えていますが、物件数には限りがあるため、指定できない状況は出てくると思います。資料に掲載した二川宿の本陣や清明屋など、候補物件はまだありますので、来年度以降もできるだけ指定を続けていきたいと思っています。

指定をPRすることで、市民からの提案も出てくると思います。景観資源に目を向けてもらい、景観まちづくりの機運を高めるということも景観重要建造物等の指定の目的でもありますので、今後も指定の数を増やしていくことが良いと考えています。

会長

市民の景観に対する意識が高まっていくということが何より重要なことかと思えます。そういった意味で今年は、最もシンボリックな公会堂と野依八幡社のシダレザクラをまずは初年度ということで指定する候補として挙がってきたと思います。

この辺りで、議論をまとめて答申をまとめたいと思いますがよろしいでしょうか。

否定的な意見は全くなかったと思います。制度の運用や指定基準の確認はありましたが、反対意見はなかったということで理解しました。

そのため、豊橋市公会堂を景観法に基づく景観重要建造物に指定し、また、野依八幡社のシダレザクラを景観法に基づく景観重要樹木に指定することについて、本審議会として妥当と判断し、市長に答申したいと思いますがよろしいでしょうか。

委員全員

<異議なしの声>

会長

それでは、豊橋市公会堂を景観法に基づく景観重要建造物に指定し、また、野依八幡社のシダレザクラを景観法に基づく景観重要樹木に指定することについて、本審議会として妥当と判断し、市長に答申します。

8-2. 報告事項

市

<景観計画の運用開始後の状況について、資料により説明>

○資料3：景観計画の運用開始後の状況について

会長

私から簡単な質問ですが、設計事務所や建築士会等への説明会は複数回やられているのでしょうか。どれくらい周知が徹底されているかということですが。

市

説明会については、建築士事務所協会、建築士会、宅地建物取引業協会、行政書士会、東三建設業協会それぞれ1回ずつ説明会を開催させていただいております。資料提供につきましては、広告美術業協同組合、建塗会という豊橋の塗装業界、確認検査機関に資料提供をさせていただいております。

委員

こういったPR冊子が出来たことがとてもよかったと思います。かんだあささんのイラストレーションが表紙になって、分かり易い形になって、より市民の皆さんに届きやすい形になったと嬉しく思います。中の写真もテーマごとに分かれていて、とても見やすいものになっているので、これが図書館に置いてあるということだけで、景観まちづくりを市民の皆さんにも興味を持ってもらえるものになったので良かったと思います。

来年以降の景観まちづくりについて、具体的に市民の皆さんに景観へ親しみを持って取り組

めるようなワークショップとか、教育の場とか、そういうものがより多くあるといいなと思いました。何か具体的に決まっていれば、どんなかたちか教えていただきたいと思います。案としては、プラタモリのようなかたちで、みんなで楽しくまち歩きをするような楽しい会があるといいなと思いました。

会長

市民に対する普及啓発活動で具体的な予定があればどうでしょうか。

市

豊橋市の小学校3・4年生に配布する「かがやく豊橋」という教材がありますが、今年度、電子版を作成しているところで、表紙をめくったところに、豊橋の景観の絵を掲載するよう調整をしています。未来を担う子供たちに豊橋の景観を知ってもらおうきっかけにしたいと考えています。

また、市の公園緑地課が、巨木・名木100選をめぐる市民ツアーを実施していますので、そうした機会に、景観計画の普及啓発冊子を使って、豊橋の景観を広く知っていただく機会にしたいと考えています。

会長

今後、長い時間をかけて、市民の景観まちづくりに対する意識を高めていく色々な取り組みが進められていくと思っていますので、市の方としてもよろしくお願い致します。

市

ご欠席されている委員からご意見がありましたので、紹介させていただきます。

「2050年のカーボンニュートラルを目指すためには、自然エネルギーの設置・共存が必要です。今後、太陽光発電や風力発電について、景観と設置の折り合いを付けながら、望ましい景観づくりを目指していくことが必要で、2050年の景観を想像しながら取り組んでいく必要があると思います。」とご意見をいただきました。

会長

非常に重要なことで、私も最近、山肌の木を全部伐採し、一面太陽光パネルになっているところ等を見ていますので、非常に気になっているところです。今後、自然エネルギーを増やしていくための施策が逆に景観を破壊することになってはならないと思いますので、重要な観点だと思います。

皆さん、他にご意見がないようでしたら、進行を事務局にお返しします。

市

本日は貴重なご意見ありがとうございました。今回の審議会の答申内容につきましては、事務局が文書にし、会長のご確認をいただいた上で、正式な答申書にさせていただきます。

景観重要建造物等の指定につきましては、年度内の指定・公表に向けて、今後、関係者と具体的な調整を進めていきたいと思えます。

皆様、本日はお忙しい中ありがとうございました。

終了